

八王子市と創価大学との包括連携に関する協定書

八王子市(以下「甲」という。)と創価大学(以下「乙」という。)とは、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙との協力関係をより一層強化し、幅広い分野において包括的な連携を推進することにより、地域課題の解決及び地域の活性化並びに大学の教育・研究の充実を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携・協力内容)

第2条 甲と乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 甲の施策の推進や地域課題の解決に関すること。
- (2) まちづくり及び地域の活性化に関すること。
- (3) 生涯学習に関すること。
- (4) 学生の地域活動への参加に関すること。
- (5) 産学公の連携に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(連携・協力の方法)

第3条 この協定を円滑かつ効率的に進めるために、甲及び乙の双方に窓口を設置し、連携・協力を進めるに当たり必要な連絡調整を行う。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2ヵ月前までに、甲及び乙のいずれからも別段の申し出がない場合には、この協定の期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙の双方が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成27年12月25日

甲 八王子市
市長

乙 創価大学
学長

石林孝志、馬場善久